

富山県災害廃棄物処理計画の概要

令和2年3月27日 富山県環境政策課

背景

平成26年3月	国「災害廃棄物対策指針」策定
27年3月	廃棄物処理法 改正
28年1月	同法基本方針 変更 → 地方公共団体は「災害廃棄物処理計画」を策定すること
29年3月	県災害廃棄物処理計画 策定
令和2年3月	県災害廃棄物処理計画 改定

市町村計画との関係

市町村計画	県計画
● 管内の災害廃棄物（＝一般廃棄物）の適切な処理 など	● 市町村、民間事業者団体、近隣他県、国等との連絡調整 など

計画のポイント

- ごみ処理の広域化が進み、1施設への依存度が大きい → 発災時の稼働停止に備え、民間・県外処理に円滑に移行できるよう手順等を整理
- 積雪が災害廃棄物の運搬や仮置きに支障のおそれ → 除雪関係機関との連携等について配慮
- 豊かな水資源の汚染防止 → 水源地区域を考慮した仮置場位置の選定や遮水シートの敷設等

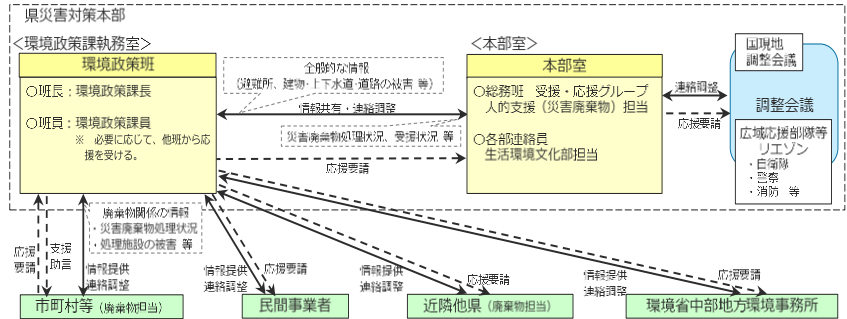
第1編 総則

- ＜計画の対象＞ **[災害]** 県地域防災計画で想定する地震※・津波、県災害対策本部の設置が想定される風水害
[廃棄物] 災害廃棄物、避難所・生活ごみ、仮設トイレ等のし尿
- ＜各主体の役割＞ **[市町村]** 災害廃棄物の処理主体 **[県]** 調整機能 **[県民]** 廃棄物排出時の分別 **[事業者]** 廃棄物処理への協力
- ＜処理完了目標＞ 概ね3年以内（具体的には被災状況等を考慮して設定）
- ＜その他＞ 発災後、被災状況を踏まえ県災害廃棄物処理実行計画を作成。訓練等で実効性を高めるほか、必要に応じて計画を改定する。

第2編 1. 平時の備え（体制整備等）

＜実施すべき事項＞

- 組織体制・指揮命令系統、情報収集・連絡体制の整備



- 市町村・民間事業者・近隣他県等との協力・支援体制の検討
- 廃棄物発生量・処理可能量の推計、訓練等の実施

表 地震による災害廃棄物発生量の推計値(地域別) (単位：千トン)

地震	呉羽山断層帯	跡津川断層	法林寺断層	砺波平野断層帯西部	森本・富樫断層帯	邑知瀧断層帯(ケース4)
富山広域	4,986	1,245	847	14	7	243
高岡広域	4,250	398	595	1,373	215	6,678
砺波広域	399	7	4	269	281	619
新川広域	447	188	67	0	0	0
射水市	2,715	371	407	58	9	815
県全体	12,796	2,208	1,919	1,714	512	8,356

平時の一般廃棄物排出量の約30年分に相当

第2編 2. 災害応急対応

＜実施すべき事項＞

〔初動期〕

- 組織体制の整備、連絡手段の確保、被害情報の収集
- 広域的な協力体制の確保、周辺市町村・民間事業者等との連絡調整

〔応急対応（前半）〕

- 仮設トイレ不足分、し尿収集の支援要請
- 有害・腐敗性廃棄物処理の助言・調整
- 市町村による災害廃棄物の発生量等の推計を支援
- 倒壊の危険のある建物の解体等について民間事業者等と調整

〔応急対応（後半）〕

- 被災市町村以外の仮置場候補地の情報を被災市町村に提供

第2編 3. 災害復旧・復興等

＜実施すべき事項＞

- 広域処理時の受入や派遣の調整
- 被災処理施設の修繕、災害廃棄物処理に係る補助金の手続きを支援
- 進捗状況の管理、処理体制見直しの支援